

独立行政法人改革に関する分科会の設置について

平成 23 年 9 月 15 日
行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、独立行政法人の制度・組織の見直しに係る検討を行うため、独立行政法人改革に関する分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。
2. 分科会の構成員は、議長が指名する。
3. 分科会長は、構成員の中から、議長が指名する。
4. 分科会長代理は、構成員の中から、分科会長が指名する。
5. 分科会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 分科会の議事概要を公表する。
7. 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、分科会にワーキンググループを設置する。各ワーキンググループの構成員は、分科会長が指名する。
8. 前各項に定めるもののほか、分科会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、分科会長が定める。

独立行政法人改革に関する分科会 構成員

分科会長	原 良也	株式会社大和証券グループ本社最高顧問
	秋池 玲子	株式会社ボストンコンサルティンググループ パートナー
	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	岡本 義朗	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主席研究員
	梶川 融	太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員
	菊池 哲郎	株式会社毎日新聞社顧問
	高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
	土居 丈朗	慶応義塾大学経済学部教授
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	山本 隆司	東京大学法学部教授

分科会の進め方について（案）

必要な法律案の次期通常国会への提出を目指し、年内に、独立行政法人の制度・組織の見直し案を決定するべく、概ね以下のような日程で検討を進める。

9月

- 独立行政法人改革の経緯及び論点の整理
- 有識者ヒアリング
- WGの設置

10月

- 各府省・各法人ヒアリング（WG）
- 有識者、労働組合ヒアリング
- 制度・組織の見直しに係る論点を踏まえた検討

11月

- 制度・組織の見直し案の検討

12月

- 制度・組織の見直し案の取りまとめ
- 行政刷新会議への報告・決定

資料2

各ワーキンググループ（WG）における検討状況の中間報告

平成23年10月14日

各WGにおいては、すべての独立行政法人（103法人）をゼロベースで見直すとの方針の下、すべての所管府省及び法人を対象としてヒアリングを重ね、廃止・民営化・統廃合等を含めた抜本的な見直しの検討等を進めているところ、現時点までの検討状況はそれぞれ別添のとおり。

第2WG 中間報告

第2WG 梶川 融

第2WGでは、総務省、厚生労働省、経済産業省所管のすべての独立行政法人（34法人）について、所管府省及び法人を対象としてヒアリングを実施した。（一部法人については追加ヒアリングを実施）分科会での蓮舫大臣のご発言を踏まえ、廃止・統合・民営化等を含めたゼロベースからの抜本的な見直しの検討を進めているところである。

現時点での状況と今後の検討の方向性のポイントは、以下のとおりである。

総論

- ・ 金融的業務、バランス・シートが重要である法人には、会社法のガバナンスを活用（特殊会社等）を考えることが必要。
- ・ 利用料などの収入が得られる法人については、利用料がその法人の恣意的な権限で決められる場合を除き、収入を増やすインセンティブを与えることが望ましいのではないか。収入が得られない法人においても経費を削減するインセンティブを与えることが望ましいのではないか。
- ・ 法人の運営上の視点だけでなく、利用者利便の向上の視点を入れて、組織形態を見直すべきである。
- ・ 小さな法人の間接コストが大きいことは明らか。業務のシナジーが得られない場合でも、間接コストの削減は統合によって可能。統合できないのであれば、間接コストを外注などによって削減することを約束させてはどうか。
- ・ 研究開発のような投入と成果の関係が複雑な業務と、決められた仕事をきちんとするという法人の管理形態は異なるべき。

総務省所管法人

○情報通信研究機構

- ・ 情報関係の他の法人等との統合の可能性について検討。

○統計センター

- ・ 当該法人の業務が国の責任と判断の下で行う業務であることについて一定の理解があったところであり、国への移管の可能性について議論するとともに、当該法人について適切なガバナンスを検討。
- ・ 他省庁の統計業務を積極的に引き受け、行政全体での効率化を図ることも検討

○平和祈念事業特別基金

- ・ 平成 25 年 4 月までに廃止するという方向性について確認。

○郵便貯金・簡易生命保険管理機構

- ・ 郵政改革法案において、法施行後 3 年を目途として、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制度上の措置等を講ずることとされていることから、検討の前倒しの可能性、法人の解散についての見通し等について議論。

厚生労働省所管法人

○国立健康・栄養研究所、医療基盤研究所、国立高度医療研究センター（6 法人）

- ・ 医療や創薬について、国家戦略に基づいた効率的な研究開発を行うことを目指して医療・創薬に係る研究所の統合の可能性について検討。
- ・ 医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所は、労働者安全衛生総合研究所と統合も検討。

○高齢・障害・求職者総合支援機構、労働者安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構の労災病院を除く部分

- ・ 労働者・求職者支援のワンストップサービス化を図るため、労働関係の独法を一つにまとめることも含め法人の在り方について検討。
- ・ 労働政策研究・研修機構については、国への移管も含め、引き続き、どのような形態が最も効率的かを検討。

○福祉医療機構

- ・ 政策金融機関との統合、特殊会社化など業務遂行に最適な法人形態を検討。
- ・ 政策金融機関との統合や特殊会社化に当たっての課題について議論。

○国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

- ・ 当該法人の業務に併せた適切なガバナンスの在り方を検討。

○国立病院機構、労働者健康福祉機構

- ・ 利用者利便向上やコスト削減のインセンティブを与えるために、一般診療業務に対する国費投入を原則廃止することとした場合の人件費や剰余金の取扱いについて議論。
- ・ その上で、独法制度から別の制度への移行の可能性について、無駄の排除や効率化の観点から検討。
- ・ その際、国立病院等の肥大化への懸念等について制度的対応や、診療業務等に係る財務状況の透明性の向上等、国立病院、労災病院の経営を国民に分かりやすく開示するための制度、再編の在り方等について今後検討。

○医薬品医療機器総合機構

- ・ 独立採算による経営が可能となる自己収入はあるが、一方、業務の性格が許認可に関わり、中立性の確保が必要であるため、公的法人としての性格を残しつつ会社法のガバナンスが導入できないかどうかを含め、法人の形態について検討。

○年金・健康保険福祉施設整理機構

- ・ 6月に法律が成立し、3年以内に新機構が設立される予定。厚労省は、現在、新法人移行に向けて検討中。

○年金積立金管理運用独立行政法人、勤労者退職金共済機構（再掲）

- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人については、巨額の資産を管理運用する法人として、現行の独立行政法人のガバナンスのままでよいかを検討。具体的には、より慎重で安定的な資金運用を行うために、意思決定におけるボード制の導入が適切かを検討。
- ・ また、日本年金機構との統合についても検討。
- ・ 勤労者退職金共済機構についても、現行の独立行政法人のガバナンスが適切かを検討。

経済産業省所管法人

○経済産業研究所

- ・ 法人の形態について、国で責任と判断のもとで実施することや中期目標管理が適切である法人であるか等について、幅広く検討。
- ・ また、間接部門の経費削減等の観点から他の法人との統合についても議論。

○工業所有権情報・研修館

- ・ 条約上の義務の履行や行政職員の研修といった業務の性格から、国の判断責任の下で行う業務であることについては一定の理解があったものの、間接経費の縮減等の観点からどのような形態が適切であるかを引き続き検討。

○日本貿易保険

- ・ 事業仕分けにより、特別会計が廃止され当該法人に一体化されることとされたところであり、会社法のガバナンスの導入（特殊会社化）について議論。通常時では独立採算が見込める法人であることから、特殊会社化の検討とともに、一部業務のアウトソーシングについても検討。